

(別紙 登園許可書が必要な主な感染症一覧)

社会福祉法人岳瑛

### 登園許可書が必要な主な感染症一覧 (改訂版)

令和02年4月01日 改訂

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、以下感染症に罹患した場合は登園を控えて下さい。健康を回復し、園での集団生活が可能となつてから、登園するように御協力をお願いします。

(登園許可書は園にあります。医師の診察を受け、登園許可をもらって下さい。当法人HPからダウンロードも可能です。)

| 病名               | 登園基準   |
|------------------|--|
| インフルエンザ (季節性)    | 発症後5日経過し、かつ解熱後3日経過するまで。抗ウイルス薬を使用した場合も同様  |
| 百日咳              | 特有の咳が消失する、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで。  |
| 麻疹 (はしか)         | 発疹に伴う発熱が解熱後3日。   |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。  |
| 風疹 (三日はしか)       | 発疹が消失するまで。   |
| 水痘 (水ぼうそう)・帯状疱疹  | 全発疹がかさぶたになるまで。   |
| 咽頭結膜熱 (プール熱)     | 主要症状が消退した後2日まで。  |
| 結核               | 排菌していないことを確認後。   |
| 溶連菌感染症           | 抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態よければ。   |
| ヘルパンギーナ          | 急性期の症状 (発熱) が消退するまで。   |
| 腸管出血大腸菌感染症       | ベロ毒素菌が消失するまで。ベロ毒素でない場合は症状が消退後  |
| 流行性嘔吐下痢症 (ノロ・ロタ) | 嘔吐・下痢・発熱の症状が消退するまで。  |
| 流行性角結膜炎          | 結膜充血・眼脂の症状が消退するまで。   |
| マイコプラズマ肺炎        | 感染力の強い急性期が終わり全身状態が良好になれば。  |
| アデノウイルス喉頭炎       | 解熱後2日。   |
| 感染性胃腸炎           | ウイルス性胃腸炎、細菌性腸炎、流行性嘔吐下痢症など<br>ノロウイルスやロタウイルスに限らず、感染の恐れが強い場合は登園を控える。発熱、嘔吐、下痢等の症状が治まり普通の食事が可能になるまで。ただし、全身状態に改善が見られない場合は、この限りでない。 |
| RSウイルス感染症        | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良好。   |
| ヒトメタニューモ感染症      | 発熱や激しい咳がなくなれば。   |
| 帯状疱疹             | すべての発疹が痂皮化すれば。   |
| 手足口病※            | 全身状態が良好で普通の食事が可能であれば。  |
| 伝染性紅斑 (りんご病) ※   | 発疹が出現してからは感染の恐れがない。  |
| 伝染性軟属腫 (水いぼ) ※   | 接触による感染。プールでの感染防止、事前に処置。   |
| とびひ※             | 感染を防ぐよう覆う。覆う事のできない場合は登園を控える。   |
| 突発性発疹※           | 解熱し機嫌が良く全身状態が良ければ。   |
| アタマジラミ※          | 駆除を開始していれば、治療が終了するまでプールは避ける。   |

呉市地域保健対策協議会・感染症対応マニュアル参照

※は従来、当園許可証は特に必要としませんでした。平成27年度に手足口病が大流行しました。結果、多くの保護者の方が仕事に差し支える状況となりました。「感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐ」という観点からこのように改正させていただきます。今後ご理解・ご協力をお願いします。

上記伝染病にかかった場合の登園につきましては、本園に相談して下さい。